

独立行政法人国立病院機構東京医療センター

病院実習の手引き

はじめに

本書は、大学、短大、専門学校等の各種学校の学生や既に資格を有する医療者等が本院にて実習を行うにあたり、安全かつ適切に実施できるよう、職種、日程によらず遵守いただきたい共通事項を記載しています。実習にあたっては、本書の他、各実習を行う部門担当者と実習要綱等の詳細について必ず確認を行ってください。実習開始前に内容をご理解いただき、実習が円滑に実施できるようご協力をお願いします。

1 実習に際しては、当院の理念、運営方針等を理解し取り組んでください。

【当院の理念】

- ・東京医療センターは患者の皆様とともに健康を考える医療を実践します。

【運営方針】

- ・良質で専門性の高い安全な医療を提供します。
- ・十分な説明と同意のもとで安心の医療を提供します。
- ・教育、研修、研究を推進し良き医療人の育成に努めます。
- ・地域に信頼される医療を推進します。

【患者さんの権利】

- ・安全で良質な医療を平等に受けることができます。
- ・自分の病気について知る権利を持ち、理解し納得するための質問をする権利があります。
- ・説明を受けたうえで、自分が受ける医療を自分で決定することができ、またその変更を申し出る事ができます。
- ・セカンドオピニオン（主治医以外の医師の意見を聞くこと）を求めたり、転院したりするための紹介状を請求することができます。
- ・プライバシー（個人情報）を他人に知られない権利は厳重に保護されます。
- ・診療録の開示を求める権利があります

2 実習にあたり、次の書類に必要事項を記載して病院長に提出してください。

- ・院長宛依頼文書
- ・契約書（協定書）
- ・『実習等の誠実な履行ならびに患者及び職員の個人情報の保護に関する誓約書』
（学校用・実習生用 各1部）
- ・実習生名簿

このほか、各部門の必要に応じて、履歴書、健康診断書等をご提出ください。

3 実習生の責務等

- ・実習生は、当院と養成機関等が病院実習における法令順守や指示順守義務について協定書等を交わしていることを踏まえ、学生としての責任を自覚して実習に臨んでください。
- ・東京医療センターの諸規則を守りかつ、病院長の指示に基づいて実習ください。
- ・社会人としてふさわしい態度・言葉遣いを心がけてください。
- ・常に清潔なユニフォームを着用し、必ず名札を着用してください。
- ・実習期間中は実習に専念し、業務に対して非協力的な行動や、病院の秩序を乱す行為をしないでください。
- ・実習期間中は入退室管理システム I C カードを貸与しますので、紛失しないよう注意してください。
- ・実習施設への交通手段は、原則として公共交通機関を使用してください。

4 個人情報

- ・実習を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律を遵守ください。
- ・実習生が患者を受け持つ場合は、事前に患者または患者家族等の同意を得てください。
- ・実習にて知り得た患者情報を、実習期間及び実習終了後についても外部に漏らさないでください。

5 感染対策

- ・実習生は、自己の健康管理の把握に努めてください。また、実習前にワクチン接種を行うとともに、標準予防策等に従い院内感染症対策に努めてください。（『感染対策マニュアル 3) 標準予防策』参照）
- ・実習前に養成機関等にて、ワクチン接種歴、または抗体価の確認を実施してください。

6 危機管理

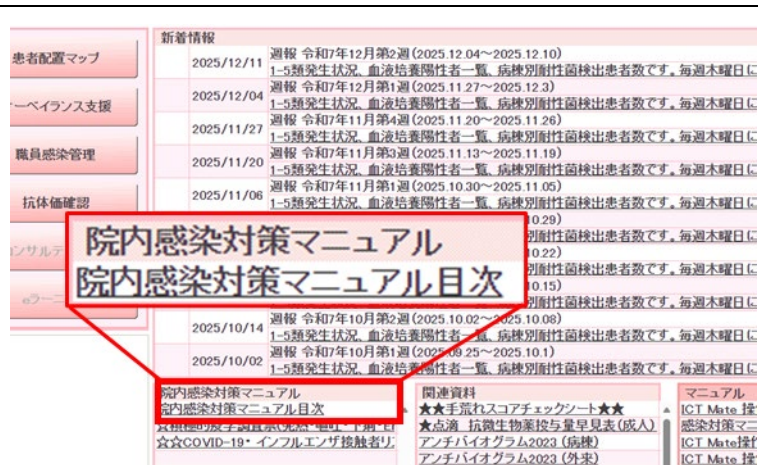
- ・実習生が故意または過失等により設備・備品等を滅失又は破損した場合には、直ちに実習指導者に報告し、指示に従ってください。
- ・医療事故またはインシデント発生時には、直ちに所属する養成機関の担当者に報告してください。同時に実習場所の指導者に報告し、実習場所の管理者をとおして医療安全管理室に報告してください。その後の対応は当院の『医療安全管理のための指針』『感染対策マニュアル』に従って行動してください。
- ・災害時は、実習責任者の指示に従って安全を確保してください。

『感染対策マニュアル』 閲覧方法

院内システム AZON より、「感染制御システム」を立ち上げる



「院内感染対策マニュアル目次」をクリックする

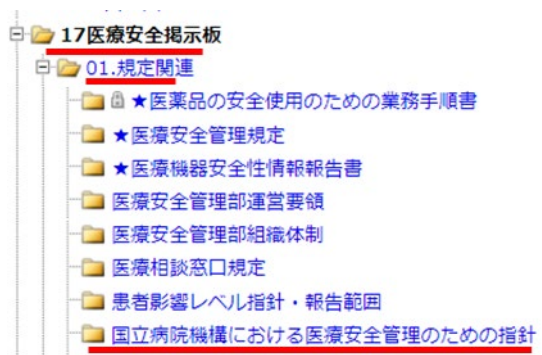


見たいマニュアルをクリックし参照

マニュアル 目次	
表紙	
付 3 : WHO 手指衛生 5 つのタイミング	
3) 標準予防策	
付 1 : 標準予防策時の PPE 着用場面	
付 2 : PPE 着脱方法	
付 3 : PPE 着脱手順	

『医療安全管理のための指針』閲覧方法

閲覧方法 1：

院内システム AZON より、「CoMedix」を立ち上げる	
「文書管理」をクリックする	
「17.医療安全掲示板」→「01.規程関連」→「国立病院機構における医療安全管理のための指針」を順にクリック	

閲覧方法 2：

各部署に配置されている「医療安全推進マニュアル」内の該当資料を確認いただく

令和 7 年 12 月 12 日 作成